

令和 8・9 年度入札参加資格（県内建設業）審査制度の改正について（概要）

「労働安全衛生法関係資格者数」を、「建設キャリアアップシステム登録者数」に一本化

改正前	労働安全衛生法関係資格者又は一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数 1名につき2点の加点（上限10名）
改正後	一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数 1名につき2点の加点（上限10名） ※令和8・9年度から資格認定期間中の点数見直し（定期再算定）の対象とする。

建設キャリアアップシステムの普及促進のため、令和4・5年度から労働安全衛生法関係資格者と建設キャリアアップシステム登録者を並行して加点していました。

令和4・5年度の基準施行時より周知のとおり、将来的に建設キャリアアップシステム登録者数に一本化することを見据えた取扱いでしたが、令和8・9年度から、加点対象を「建設キャリアアップシステム登録者」のみとし、建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している場合について加点の対象とします。

なお、労働安全衛生法関係資格者と建設キャリアアップシステム登録者数は再算定の対象外としておりましたが、令和8・9年度から**加点の再算定の対象とします。**

※減点の再算定申請は対象外のままです。

その他の改正事項や受付日程等の詳細は、今後公表します。